

安保法制懇報告を受けた安倍首相による解釈改憲・集団的自衛権行使容認めざす動き阻止のため全力をあげよう

2014年5月16日 日本平和委員会

一、昨日、安倍首相は、自らの私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)が海外での武力行使を全面的に認める報告書を提出したことを受けて記者会見し、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使を認める憲法解釈への「基本的方向性」を明らかにした。20日からは公明党との与党協議を開始し、早期の閣議決定と臨時国会での法案提出をめざしている。

これは、戦後日本国民の世論と運動によってかちとり「戦争する国」にならない防波堤となってきた集団的自衛権を行使できないとする政府の立場を、一内閣の閣議決定だけで破棄し、海外での戦争に日本が参戦していく道を開くものである。再び戦争への道を歩むまいと戦後一貫して活動してきた私たち日本平和委員会は、この憲法の平和主義と立憲主義を根本から破壊する戦後最悪のたくらみを打ち破るために全力を挙げる決意を表明するものである。

一、安保法制懇の報告書は、「我が国に密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われた場合」その戦争に武力行使をもって参加する「集団的自衛権」を、現憲法の下でも行使できるとしている。

さらに、国連決議などを根拠に武力行使を行う多国籍軍など、「軍事的措置を伴う集団安全保障への参加」についても、「憲法上の制約はない」とし、さらに「武力行使と一体化」した戦闘地域での後方支援活動もできるとしている。また、国連PKOや在外邦人の保護・救出、国際的治安活動の任務遂行のための「武器の使用」もできるとし、武力攻撃のない場合でも必要に応じて自衛隊が武力行使できるようにすべきだと提起している。

まさに、あらゆるケースの戦争に、武力行使をもって日本が参加できる道を開くものである。これは、かつての侵略戦争への反省から二度と戦争しないと決意して制定された憲法を、根本から破壊する提言と言わねばならない。

一、安倍首相はこの安保法制懇報告を受けて、多国籍軍などへの参加には憲法上制約がないという見解は一応不採用として「慎重ポーズ」をとりつつ、「限定的に集団的自衛権を行使することは許される」との見解は受け入れられるとし、「この考え方について、今後さらに研究をすすめていきたい」と表明した。また、「武力攻撃に至らない侵害」(グレーゾーン)への対処や、PKOや後方支援などの活動強化の立法措置を検討するとしている。

これは、「日本が再び戦争する国になるのでは」などの国民の不安と批判に直面し、安保法制懇よりも安倍首相の方が「抑制的」であるかのような印象を与えるための対応にすぎない。

しかし、「限定的な集団的自衛権行使」なるものが、実は際限ない海外での戦争参加に道を開くものであることは明白である。実際、安保法制懇報告が示したその「歯止め」なる条件は、「我が国に密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき」「その国の明示の要請または同意」「事前または事後の国会承認」など、なんら歯止めや限定にはならないものばかりで、結局のところ、時の政権が「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断すればどこで

も他国の戦争に参加していく道を開くものである。実際、安保法制懇報告も「地理的な限定を設けることは適当でない。『地球の裏側』まで行くのか云々という議論があるが、不毛な抽象論に過ぎず、(どの戦争に参加するかは)個別具体的に判断する」としている。安倍首相自身も「あらかじめ将来起こり得る事態を想定することは容易なことではない」と、特定の事態に限定するわけではないことを認めている。石破幹事長も「まずは限定した事例からスタートし、さらに広げることができる」と明言している(5月2日、米ワシントンでの講演)。いったん、他国の戦争に参加する集団的自衛権行使に道が開かれれば、その範囲は際限なく拡大されていくのである。この道を絶対に許してはならない。

一、安倍首相は、こうした集団的自衛権行使が、あたかも国民の生命と平和なくらしを守るために必要であるかのように欺いてすすめようとしている。そのために、集団的自衛権とは関係のない、紛争地での日本人救出の事例などをことさら押し出して、国民世論を誘導しようとしている。また、安保法制懇報告で集団的自衛権行使を迫るために挙げられているいくつかの事例なるものも、たとえば、日本周辺での米中の衝突とか、朝鮮半島有事とか、イスラエルによるイラン攻撃を想定したペルシャ湾の機雷封鎖とか、国際社会がそうした事態を生み出さないために必死の努力を行っている事態ばかりである。まるでそうした事態をおこることを想定して緊張を高めるかのような想定である。

いま日本に求められるのは、このような「事態」を想定して、アメリカの戦争に加担するシナリオをあおり、緊張と軍拡を激化させることではない。逆に、憲法9条を生かし、侵略戦争への反省を明確にして、近隣諸国との平和・友好の関係をづくりだし、核兵器廃絶をはじめとする軍縮をすすめ、武力による威嚇とその行使を禁止し、紛争を平和的に解決する平和的安全保障の枠組みをこの北東アジア地域に実現するための先頭に立つことである。

安倍首相らは、集団的自衛権行使を行使できるようにすることが「抑止力」を強化し、戦争を防ぐ道だなどと言っている。しかし、歴史が教えるのは、この集団的自衛権の行使で、アメリカの戦争に同盟国が動員され、悲惨な犠牲が生み出されてきたことである。隣国の韓国は、アメリカのベトナム侵略戦争に約30万人の青年が動員され、約5000人の命が奪われた。海外で「殺し、殺され」、自国と他国の人々を犠牲にする——このような国にしているのかが、いま問われている。

私たちは、この道を何としてもくいとめるために、この点で一致するあらゆる人々と力をあわせ、この安倍政権の解釈改憲・集団的自衛権行使容認の暴挙を阻止するため、その持てるすべての力を発揮し、奮闘する決意を表明するものである。